4　新保険業法施行規則別紙様式第六号第２の生命保険株式会社の表及び損害保険株式会社の表記載上の注意１⑵⑫、同様式第２の生命保険相互会社の表及び損害保険相互会社の表記載上の注意１⑵⑫、同様式第３記載上の注意１⑷、別紙様式第六号の二第２の生命保険株式会社の表及び損害保険株式会社の表記載上の注意１⑵⑫、同様式第２の生命保険相互会社の表及び損害保険相互会社の表記載上の注意１⑵⑫、同様式第３記載上の注意１⑸、別紙様式第十一号第２記載上の注意１⑵⑪、同様式第３記載上の注意５、別紙様式第十一号の二第２記載上の注意１⑵⑪並びに同様式第３記載上の注意５の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る中間業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

5　新保険業法施行規則別紙様式第六号第２の生命保険株式会社の表及び同様式第２の損害保険株式会社の表並びに同様式第５の表の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

6　新保険業法施行規則別紙様式第六号の三第２２⑵記載上の注意２⑷及び同様式第２２⑷記載上の注意２⑷の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る中間業務報告書（保険業法第百十条第二項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項から第九項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に開始する事業年度に係る中間業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

7　新保険業法施行規則別紙様式第六号の三第２２⑵記載上の注意２⑵⑫及び同様式第２３⑵記載上の注意２⑵、同様式第２３⑺記載上の注意２⑵及び同様式第２３⑽記載上の注意２⑵の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る中間業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

8　新保険業法施行規則別紙様式第六号の三第２２⑴の表及び同様式第２２⑵の表並びに同様式第２５の表の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

9　新保険業法施行規則別紙様式第六号の三第１２⑵記載上の注意２の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

10　新保険業法施行規則別紙様式第七号第４の生命保険株式会社の表及び損害保険株式会社の表記載上の注意１⑸、同様式第４の生命保険相互会社の表及び損害保険相互会社の表記載上の注意１⑸、別紙様式第七号の二第４の生命保険株式会社の表及び損害保険株式会社の表記載上の注意１⑸、同様式第４の生命保険相互会社の表及び損害保険相互会社の表記載上の注意１⑸、別紙様式第十二号第３記載上の注意１⑸並びに別紙様式第十二号の二第３記載上の注意１⑸の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書（保険業法第百十条第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項から第十三項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

11　新保険業法施行規則別紙様式第七号第４の生命保険株式会社の表及び損害保険株式会社の表記載上の注意１⑵⑫、同様式第４の生命保険相互会社の表及び損害保険相互会社の表記載上の注意１⑵⑫、同様式第５記載の注意１⑺、別紙様式第七号の二第４の生命保険株式会社の表及び損害保険株式会社の表記載上の注意１⑵⑫、同様式第４の生命保険相互会社の表及び損害保険相互会社の表記載上の注意１⑵⑫、同様式第５記載上の注意１⑺、別紙様式第十二号第３記載上の注意１⑵⑪、同様式第４記載上の注意５、別紙様式第十二号の二第３記載上の注意１⑵⑪並びに同様式第４記載上の注意５の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

12　新保険業法施行規則別紙様式第七号第４の生命保険株式会社の表及び損害保険株式会社の表記載上の注意１⑶、同様式第４の生命保険相互会社の表及び損害保険相互会社の表記載上の注意１⑶、別紙様式第七号の二第４の生命保険株式会社の表及び損害保険株式会社の表記載上の注意１⑶、同様式第４の生命保険相互会社の表及び損害保険相互会社の表記載上の注意１⑶、別紙様式第十二号第３記載上の注意１⑶並びに別紙様式第十二号の二第３記載上の注意１⑶の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

13　新保険業法施行規則別紙様式第七号第４の生命保険株式会社の表及び同様式第９の表、別紙様式第七号の二第４の生命保険株式会社の表及び同様式第９の表の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

14　新保険業法施行規則別紙様式第七号の三第２２⑵記載上の注意２⑸及び同様式第２２⑷記載上の注意２⑸の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書（保険業法第百十条第二項の規定による業務報告書をいう。以下この項から第十八項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

15　新保険業法施行規則別紙様式第七号の三第２２⑵記載上の注意２⑵⑫及び同様式第２２⑷記載上の注意２⑵、同様式第２３⑸記載上の注意２⑵、同様式第２３⑺記載上の注意２⑵及び同様式第２３⑽記載上の注意２⑵の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

16　新保険業法施行規則別紙様式第七号の三第２２⑵記載上の注意２⑶及び同様式第２２⑷記載上の注意２⑶の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

17　新保険業法施行規則別紙様式第七号の三第２２⑴の表及び同様式第２２⑵の表並びに同様式第２５の表の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。